

【参考】暴力被害から医療従事者を守る法律

- ・ 医療従事者や患者に対して殴る・蹴る・胸倉を掴む等の暴力行為をする

＜刑法 208 条 暴行罪＞

上記、暴力行為により負傷させる ＜刑法 204 条 傷害罪＞

- ・ 院内の設備や備品を破壊する ＜刑法 261 条 器物損壊罪＞

- ・ 医療従事者や患者に暴言を浴びせる ＜刑法 231 条 侮辱罪＞

- ・ わざと大声を張り上げたり奇声を発したり、居直り続けて業務を妨害する

＜刑法 234 条 威力業務妨害罪＞

- ・ 「お前らただじゃすまないぞ」等脅迫的暴言を吐く ＜刑法 222 条 脅迫罪＞

- ・ 医療従事者に物を投げつける等の行為をする ＜刑法 208 条 暴行罪＞

上記、暴力行為により負傷させる ＜刑法 204 条 傷害罪＞

- ・ 土下座させたり、謝らせたりする ＜刑法 223 条 強要罪＞

- ・ 正当な理由がないのに院内に侵入し「退去してください」と言っても従わない

＜刑法 130 条 建造物侵入罪・不退去罪＞

※せん妄などの病的体験からの暴力・暴言に関しては当院精神科認知症ケアチームにより対応しています。

なお、病院管理上、録音装置や防犯カメラを一部で設置しております。これらの記録は病院の管理の必要から使用するものであり、原則として外部への提供・開示を予定するものではありません。但し、裁判所・警察署等から提供を求められた場合など、法令に従い、記録されたデータを提供・開示することがあります。安全な医療や療養環境を守るための対応ですが、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。